

(報告) 第4回電力安全小委員会資料6
(報告) 小規模ダム水路主任技術者選任の見直しについて) の修正について

平成26年3月10日
商務流通保安グループ
電力安全課

昨年12月の第4回電力安全小委員会において報告しました資料6「(報告) 小規模ダム水路主任技術者選任の見直しについて」について、一部内容の変更を行った。

文部科学省から、再度検討した結果、技術士の森林部門及び水産部門は、ダム水路主任技術者の職務(水力発電に係る水路等の工事、維持、運用)を網羅していないので今回の対象からは外して欲しい旨連絡があり、当課でも検討を行った結果、ダム水路主任技術者の有資格に含めないことが適切と判断した。

なお、修正案は次頁のとおり。

※本件は、本年1月19日に各委員に連絡済み。御意見等はなかった。

修正後	修正前
<p>b) 土木関連の有資格者の取り扱いの明確化「(高等学校以上において土木工学の課程を修めて卒業した者と) 同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」</p> <p>土木分野を試験科目としている国家試験である技術士(建設部門、農業部門(第二次試験の選択科目が農業土木に限る)、総合技術管理部門(第二次試験の選択科目が建設部門のなかのいずれかの科目又は農業部門の中の農業土木に限る))、技術士補(建設部門に限る)及び土木施工管理技士(1級又は2級)の資格を有している者は、許可選任の要件としている高等学校の土木工学を卒業した者と同等以上とすることが適切と判断した。</p>	<p>b) 土木関連の有資格者の取り扱いの明確化「(高等学校以上において土木工学の課程を修めて卒業した者と) 同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」</p> <p>土木分野を試験科目としている国家試験である技術士(建設部門、農業部門(第二次試験の選択科目が農業土木に限る)、<u>森林部門分野(第二次試験の選択科目が森林土木に限る)、水産部門(第二次試験の選択科目が水産土木に限る)</u>、総合技術管理部門(第二次試験の選択科目が建設部門のなかのいずれかの科目、<u>農業部門の中の農業土木、森林部門の中の森林土木、水産部門の中の水産土木のいずれかの選択科目</u>に限る))、技術士補(建設部門に限る)及び土木施工管理技士(1級又は2級)の資格を有している者は、許可選任の要件としている高等学校の土木工学を卒業した者と同等以上とすることが適切と判断した。</p>

(注) 下線部が変更箇所。